

三重県警察本部訓令第19号

三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月15日

三重県警察本部長 佐野 朋毅

三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令  
三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（平成16年三重県警察本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1から様式第3まで、様式第5及び様式第6を次のように改める。

懲戒処分申立書

年 月 日

三重県警察本部長 殿

所属長

三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第 条の規定により、下記の者の懲戒について申し立てます。

記

被 申 立 者	所属：	階級等：	
	<small>ふりがな</small> 氏名：	( 年 月 日生 歳)	
	採用： 年 月 日	現階級等昇任：	年 月 日
該 当 規 定	地方公務員法 第29条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 (※該当するもの全てに■)		
申 立 理 由			
添 付 資 料			

<h2 style="margin: 0;">身上調査書</h2> <p style="margin: 10px 0 0 0;">階 級 等 氏 名 生年月日</p>			
採用年月日	年 月 日	現階級等昇任年月日	年 月 日
現所属配置年月日	年 月 日	現 給	職 級 号給
過去の懲戒 処分又は分 限処分の履 歴 (別紙に記載する ことも可)	処分日	処分の種別・程度	主な処分手由
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
勤 務 成 績			
平素の行状			
部内又は社 会の反響			
その他処分 を加重・軽減 すべき事由			
処分に対す る意見			
所属長			年 月 日

## 懲戒審査通知書

年 月 日

所 属

階級等

氏 名

殿

三重県警察懲戒審査委員会委員長




あなたの次の事実について、当委員会に審査の要求があったので、三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第9条の規定により通知します。

なお、口頭審査を要求する場合は、この通知書を受け取った日から起算して3日以内に、三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第11条に規定する口頭審査要求書を、当委員会に提出してください。

事実の概要

備 考

- 1 あなたが、この通知書の受取を拒否したとき、又はこの通知書を受け取った日から起算して3日以内に三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第11条第1項の規定による口頭審査の要求をしないときは、同条第2項の規定に基づき、口頭審査を要求しないものとみなします。
- 2 あなたが口頭審査を要求したとき、又は当委員会において口頭審査が必要と認めるときは、審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに、口頭審査通知書によりあなたに通知します。
- 3 あなたは、この件について、審査の期日の3日前までに、当委員会委員長に対し、証人の尋問に関し必要な措置を求め、証拠を提出することができます。

<b>口頭審査通知書</b>	
年 月 日	
所 属	
階級等	
氏 名	殿
三重県警察懲戒審査委員会委員長 	
<p>年 月 日付け、発第 号の懲戒審査通知書により、あなたに通知した事案について、次のとおり当委員会の口頭審査を行うこととしたので、出席してください。</p> <p>なお、あなたが正当な理由なくこの期日に出席しないときは、書面により審査を行うことがあります。</p>	
審査の期日	年 月 日 時 分から
審査の場所	
参 考 事 項	
備 考	あなたは、この件について、審査の期日の3日前までに、当委員会委員長に対し、証人の尋問に関し必要な措置を求め、証拠を提出することができます。

## 勸告書

年 月 日

三重県警察本部長 殿

三重県警察懲戒審査委員会委員長

当委員会は、 年 月 日付け、 発第 号 に対する懲戒処分について審査した結果、下記のとおり議決したので勸告します。

### 記

被申立者	所属		階級等		氏名		生年月日 (年齢)	
審査の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで							
審査の場所								
委員会の決定	(懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を記載)							







附 則

この訓令は、令和3年10月15日から施行する。

# 三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令

平成16年4月15日

三重県警察本部訓令第10号

改正 平成17年3月24日三重県警察 平成28年3月29日三重県警察  
本部訓令第7号 本部訓令第8号  
令和2年12月25日三重県警察 令和3年3月29日三重県警察  
本部訓令第13号 本部訓令第6号  
令和3年10月15日三重県警察  
本部訓令第19号

三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令を次のように定める。

三重県警察職員における懲戒の取扱いに関する訓令

三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（平成16年三重県警察本部訓令第10号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 所属長等の責務（第3条・第4条）
- 第3章 三重県警察懲戒審査委員会（第5条―第7条）
- 第4章 審査の手続（第8条―第16条）
- 第5章 懲戒処分の手続等（第17条―第21条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年三重県条例第36号）に定めるもののほか、職員の懲戒の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「職員」とは、三重県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する三重県警察職員をいう。

2 この訓令において「懲戒処分」とは、法第29条第1項各号のいずれかに該当

する場合（以下「規律違反」という。）に行う処分をいう。

- 3 この訓令において、「懲戒手続」とは、懲戒処分を行うための申立て、審査及び処分決定等の手続をいう。

## 第2章 所属長等の責務

### （所属長の責務）

第3条 所属長は、所属の職員に規律違反があるとき、又は所属の職員の規律違反について申告があったときは、直ちに事実を調査しなければならない。この場合において、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、懲戒処分申立書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、その旨を警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）を経て本部長に申し立てなければならない。

- (1) 懲戒手続に付する必要があると認める職員（以下「被申立者」という。）の聴取書又は始末書。ただし、被申立者から聴取書又は始末書の提出を得ることができないときは、所属長の作成に係る事実調査書とする。

- (2) 関係者の聴取書又は陳述書

- (3) 身上調査書（様式第2）

- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な証拠書類

### （首席監察官の責務）

第4条 首席監察官は、職員に規律違反があるとき、又は職員の規律違反について申告があったときは、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、前条に準じて本部長に申し立てなければならない。

## 第3章 三重県警察懲戒審査委員会

### （委員会の設置）

第5条 職員の懲戒に関する審査をするため、三重県警察本部に三重県警察懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （委員会の組織）

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長が会務を統括するものとする。

- 2 委員長は、本部長をもって充てる。

- 3 委員は、三重県警察本部の各部長、首席監察官、警察学校長及び警務部警務課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、本部長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、第3項に規定する者以外の者を委員に指名することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

#### 第4章 審査の手續

(審査の要求)

第8条 本部長は、第3条又は第4条の規定による申立てを受けた場合において、懲戒処分の必要があると認めるときは、委員会に対し当該事案の審査を要求するものとする。

(審査の通知)

第9条 委員長は、前条の規定により委員会に審査を要求されたときは、速やかにその旨を懲戒審査通知書(様式第3)により、被申立者に通知しなければならない。ただし、被申立者の所在が明らかでないときは、この限りでない。

(審査の方法)

第10条 委員会の審査は、書面によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合は、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。

2 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

3 委員会の審査は、審査を行った委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(口頭審査の要求)

第11条 被申立者は、第9条の規定による通知を受けた場合において、口頭審査を要求するときは、口頭審査要求書(様式第4)を委員長に提出しなければならない。

2 被申立者が、懲戒審査通知書の受取を拒否し、又は懲戒審査通知書を受け取った日から起算して3日以内に前項に定める手續をしないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。

(口頭審査の開催通知等)

第12条 委員長は、前条に規定する口頭審査の要求を受けたとき、又は口頭審査が必要と認めたときは、審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに、口頭審査通知書（様式第5）により被申立者に通知しなければならない。

2 被申立者は、当該事案について、審査の期日の3日前までに、委員長に対し、被申立者の側の証人の呼出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。

3 委員長は、前項の要求を受けた場合は、被申立者の側の証人を委員会に呼び出さなければならない。

（口頭審査手続）

第13条 委員会の口頭審査は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければこれを行うことができないものとする。

2 委員長は、必要があるときは、所属長その他の関係者を委員会の口頭審査に出席させて、当該事案について説明を求めることができる。

（書面審査への移行）

第14条 委員長は、口頭審査の要求をした被申立者が正当な理由なくその期日に出席しないときは、審査を書面により行うことができる。

（除斥）

第15条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する審査に参加することができない。

（委員会の勧告）

第16条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から勧告書（様式第6）によりこれを本部長に勧告しなければならない。

## 第5章 懲戒処分の手続等

（懲戒処分）

第17条 本部長は、前条の勧告があった場合において懲戒処分を行う必要があると認めるときは、その処分を行うものとする。

2 前項の処分は、当該職員に対し、懲戒処分書（様式第7）及び処分説明書（様式第8）を交付して行うものとする。

（本部長訓戒）

第18条 本部長は、職員の規律違反につき、申立てのあった事案の内容により、懲戒処分を行う必要がないと認めるときは、当該職員について訓戒を行い、又は首席監察官その他関係所属長にこれを行わせるものとする。

2 前項の訓戒は、訓戒処分書（様式第9）を交付して行うものとする。

（所属長訓戒）

第19条 所属長は、職員の規律違反につき、事案の内容により、前条による本部長訓戒を行う必要がないと認めるときは、本部長の承認を経て、当該職員について訓戒を行うことができる。

2 前項の訓戒は、訓戒処分書（様式第10）を交付して行うものとする。

（本部長注意）

第20条 本部長は、規律違反の内容が比較的軽微な事案について、前2条による訓戒を行う必要がないと認めるときは、当該職員について口頭による注意を行い、又は首席監察官その他関係所属長にこれを行わせるものとする。

（所属長注意）

第21条 所属長は、規律違反の内容が前条の本部長注意に至らないと認めるときは、首席監察官と協議して当該職員について口頭による注意を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（三重県警察職員懲戒取扱規程の廃止）

2 三重県警察職員懲戒取扱規程（昭和29年三重県警察本部訓令第32号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月24日 三重県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 三重県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日 三重県警察本部訓令第13号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月29日 三重県警察本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月15日 三重県警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和3年10月15日から施行する。

懲戒処分申立書

年 月 日

三重県警察本部長 殿

所属長

三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第 条の規定により、下記の者の懲戒について申し立てます。

記

被 申 立 者	所属：	階級等：	
	<small>ふりがな</small> 氏名：	( 年 月 日生 歳)	
	採用： 年 月 日	現階級等昇任：	年 月 日
該 当 規 定	地方公務員法 第29条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 (※該当するもの全てに■)		
申 立 理 由			
添 付 資 料			



<h2 style="margin: 0;">身上調査書</h2> <p style="margin: 10px 0 0 0;">階 級 等 氏 名 生年月日</p>			
採用年月日	年 月 日	現階級等昇任年月日	年 月 日
現所属配置年月日	年 月 日	現 給	職 級 号給
過去の懲戒 処分又は分 限処分の履 歴 (別紙に記載する ことも可)	処分日	処分の種別・程度	主な処分手由
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
勤 務 成 績			
平素の行状			
部内又は社 会の反響			
その他処分 を加重・軽減 すべき事由			
処分に対す る意見			
所属長			年 月 日

## 懲戒審査通知書

年 月 日

所 属

階級等

氏 名

殿

三重県警察懲戒審査委員会委員長



あなたの次の事実について、当委員会に審査の要求があったので、三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第9条の規定により通知します。

なお、口頭審査を要求する場合は、この通知書を受け取った日から起算して3日以内に、三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第11条に規定する口頭審査要求書を、当委員会に提出してください。

事実の概要

備 考

- 1 あなたが、この通知書の受取を拒否したとき、又はこの通知書を受け取った日から起算して3日以内に三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第11条第1項の規定による口頭審査の要求をしないときは、同条第2項の規定に基づき、口頭審査を要求しないものとみなします。
- 2 あなたが口頭審査を要求したとき、又は当委員会において口頭審査が必要と認めるときは、審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに、口頭審査通知書によりあなたに通知します。
- 3 あなたは、この件について、審査の期日の3日前までに、当委員会委員長に対し、証人の尋問に関し必要な措置を求め、証拠を提出することができます。

## 口頭審査要求書

年 月 日

三重県警察懲戒審査委員会委員長 殿

所 属


階級等

氏 名

三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第11条の規定により、私の懲戒処分事由に関する三重県懲戒審査委員会の審査は口頭審査によって行われるよう要求します。

備 考

- 1 この口頭審査要求書は、所属を経由して、当委員会に提出することができます。
- 2 あなたが、懲戒審査通知書を受け取った日から起算して3日以内に、この口頭審査要求書により口頭審査を要求しないときは、三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第11条第2項の規定に基づき、口頭審査を要求しないものとみなします。
- 3 あなたが口頭審査を要求したとき、又は当委員会において口頭審査が必要と認めるときは、審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに、口頭審査通知書によりあなたに通知します。
- 4 あなたは、この件について、審査の期日の3日前までに、当委員会委員長に対し、証人の尋問に関し必要な措置を求め、証拠を提出することができます。

<b>口頭審査通知書</b>	
年 月 日	
所 属	
階級等	
氏 名	殿
三重県警察懲戒審査委員会委員長 	
<p>年 月 日付け、発第 号の懲戒審査通知書により、あなたに通知した事案について、次のとおり当委員会の口頭審査を行うこととしたので、出席してください。</p> <p>なお、あなたが正当な理由なくこの期日に出席しないときは、書面により審査を行うことがあります。</p>	
審査の期日	年 月 日 時 分から
審査の場所	
参 考 事 項	
備 考	あなたは、この件について、審査の期日の3日前までに、当委員会委員長に対し、証人の尋問に関し必要な措置を求め、証拠を提出することができます。

勸告書

年 月 日

三重県警察本部長 殿

三重県警察懲戒審査委員会委員長

当委員会は、 年 月 日付け、 発第 号 に対する  
懲戒処分について審査した結果、下記のとおり議決したので勸告します。

記

被申立者	所属		階級等		氏名		生年月日 (年齢)	
審査の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで							
審査の場所								
委員会の決定	(懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を記載)							





懲戒処分書

官 職			氏 名	
懲戒処分の 内容	(懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を記載)			
<p>地方公務員法第 条 により上記のとおり処分する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">三重県警察本部長 階 級 氏 名 <span style="float: right;">印</span></p>				
交付年月日	年 月 日		交付場所	



処分説明書

交付年月日	年 月 日		
処分者官職	三重県警察本部長 階 級 氏 名		印
処分を受けた職員			
氏 名		所 属	
官 職	職 名	処分年月日 年 月 日	
根拠法令		処分の種類及び程度	
処分の理由			
<p>(教示)</p> <p>1 この処分についての審査請求は、地方公務員法第49条の2及び第49条の3並びに三重県人事委員会規則11-1（不利益処分についての審査請求に関する規則）の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3か月以内に、三重県人事委員会に対してすることができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。</p> <p>2 この処分についての処分の取消しの訴えは、地方公務員法第51条の2の規定により、審査請求に対する三重県人事委員会の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、三重県人事委員会の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求があった日から3か月を経過しても、三重県人事委員会の裁決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する三重県人事委員会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、三重県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、三重県人事委員会の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。</p>			

## 訓戒処分書

所属

階級（職）氏 名

下記の理由により、三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第18条の規定に基づき  
訓戒する。

年 月 日

三重県警察本部長 階 級 氏 名



記

理 由

## 訓戒処分書

所属

階級（職）氏名

下記の理由により、三重県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令第19条の規定に基づき  
訓戒する。

年 月 日

所属長 階 級 氏 名

印

記

理 由